

ゲームクリエイター向け作品制作イベント
等企画・運営管理業務委託
提案競技実施要項

クリエイティブ福岡推進協議会
(福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課)
令和7年4月

<目次>

1	本業務委託の概要	1
2	参加資格	2
3	スケジュール	2
4	説明会参加申込	3
5	説明会	3
6	提案競技に関する質問	3
7	提案競技参加申込	4
8	企画提案書等	5
9	参加辞退	7
10	提出書類の取り扱い	7
11	審査(プレゼンテーション)	7
12	選考方法及び評価項目・配点	8
13	結果通知	8
14	失格要件	8
15	契約の概要	9
16	その他留意事項	9
17	添付書類	10
18	事務局	10

この実施要項は、ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る契約相手を選定するための提案競技（以下「本提案競技」という。）について、留意すべき事項を定めたものである。

本提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を熟知した上で提案を行うこと。

1 本業務委託の概要

（１）業務名

ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託

（２）事業趣旨および目的

クリエイティブ関連産業の振興を通じて地域経済の発展を目指すクリエイティブ福岡推進協議会（以下、「協議会」という。）では、「学生を中心としたクリエイティブ人材のモチベーション向上による人材育成」、「学生と企業の接点づくりによる人材獲得」を目的としたゲームクリエイター向け作品制作イベント等を実施する。

本提案競技では、上記目的の達成に向けて効果的に事業を実施するため、その企画運営業務についてノウハウを有した事業者から企画提案の募集を行い、最も優秀な提案を行った事業者を最優秀提案者として契約交渉権者とするものである。

（３）用語の定義

用語	定義
ゲームクリエイター	ゲームプログラマー、デザイナー、プランナー等の開発スキルを有する者 ※社会人、学生等の属性は問わない

（４）企画提案要望の内容

資料１ ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託に係る業務委託仕様書（企画提案時）のとおりに

（５）契約額

業務委託料 5,000 千円（上限額、消費税相当額を含む）

（６）発注者

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 14 階

クリエイティブ福岡推進協議会

（事務局：福岡市経済観光文化局新産業振興部コンテンツ振興課）

（７）履行期間（予定）

契約締結の日 から 令和 7 年 12 月 26 日

（８）令和 8 年度以降の契約

令和 8 年度以降の契約については、発注者が前年度事業の評価を行い、受託事業者による事業実施が特に成果があったと認めた場合は、引き続き本業務委託の受託事業者となることができ（契約期間は最大 2 年間（令和 7 年度から令和 8 年度まで）。

※事業実施は令和 8 年度予算の成立を前提とする。

2 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、コンソーシアムの全構成員が以下の（１）～（７）の全てを満たしている必要がある。

なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- （２）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- （３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- （４）市町村税を滞納していない者であること（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- （５）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （７）福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有さないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 および第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|--------------|------------------------|
| （１）募集開始 | 令和 7 年 4 月 2 日（水） |
| （２）説明会参加申込締切 | 令和 7 年 4 月 8 日（火）17 時 |
| （３）説明会 | 令和 7 年 4 月 11 日（金） |
| （４）質問書の締切 | 令和 7 年 4 月 15 日（火）17 時 |

(5) 質問書の回答	令和7年4月18日(金)
(6) 参加申込締切	令和7年4月21日(月) 17時
(7) 企画提案書提出締切	令和7年4月30日(水) 17時
(8) 審査(プレゼンテーション)	令和7年5月8日(木)
(9) 最優秀提案者決定・結果通知	令和7年5月16日(金)以降
(10) 契約締結	令和7年5月19日(月)以降

4 説明会参加申込

「5 説明会」に参加しようとする者は、様式2「説明会参加申込書」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月8日(火) 17時

(2) 提出先・提出方法

説明会参加申込書を「18 事務局」のメールアドレスへ提出すること。

また、説明会参加申込書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

5 説明会

事務局による提案競技及び事業委託等に関する説明及び質疑応答の機会を設ける。

(1) 日時

令和7年4月11日(金) 11時～12時

(2) 会場

福岡市役所 15 階 研修室 A

(3) 内容

①本提案競技に関する説明 15 分

②質疑応答 45 分

※説明会に参加するにあたり、参加者は本実施要項を必ず一読のうえ参加すること。

※説明会に参加する人数は、一事業者あたり（コンソーシアムの場合は一団体あたり）、最大で2名までとする。

※参加者は説明会当日、事務局への提出用に名刺を1枚持参すること。

※福岡市内に本店または支店・営業所等を有しない者については、オンラインでの参加も可とする（オンラインでの参加を希望する場合は参加申込時にその旨を事務局まで申し出ること）。

※質疑応答の内容は、令和7年4月18日(金)に下記ホームページに掲載する。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/creative_04.html

6 提案競技に関する質問

提案競技に関する質問を行う場合は、様式3「質問書」（以下「質問書」という。）を提出する

こと。

(1) 提出期限（締切日）

令和7年4月15日（火） 17時

(2) 提出先・提出方法

質問書を「18 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、質問書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和7年4月18日（金）（予定）に下記のホームページに掲示する。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/creative_04.html

※電話による質問には一切応じない。

7 提案競技参加申込

審査（プレゼンテーション）に参加する者は、(1) に示す書類を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑤の提出を免除する（②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。）。

①様式1「提案競技参加申込書」

※コンソーシアムで申し込む場合は、代表事業者を決定し、様式1別表「コンソーシアム構成事業者一覧」を提出すること。なお、書類は代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

②登記事項証明書（法人の場合）

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

※本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

※法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

※身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④市町村税を滞納していないことの証明書

※福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納

がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税および地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑥様式１－２「委任状」

※この提案競技の案件に係る取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式１－２により委任状を作成して提出すること。

⑦様式１－３「誓約書」

※様式１－３に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧様式１－４「役員名簿」

※様式１－４に、代表者および役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨直近の決算２年分の財務諸表の写し

※直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

※個人の場合は、様式１－５「財務諸表」をもとに作成のうえ提出すること。

（２）提出期限（締切日）

令和７年４月２１日（月）１７時（必着）

（３）提出部数

①原本：各１部

②電子データ：各１ファイル

※電子データのファイル形式はPDFとする。

※電子データのサイズが計２０ＭＢを超える、もしくは数が１０を超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、またはデータ転送サービス等を利用し提出すること。

（４）提出先・提出方法

（１）に示す提出書類は、原本は「１８ 事務局」へ郵送し、電子データは事務局のメールアドレスへ提出すること。また書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※郵送は特定記録または簡易書留にて行うこと。

※電子データはzipファイルに取りまとめ、zipファイル名は「（提出年月日（西暦））_（提案事業者名）_参加申込書等」、各ファイル名は「（提案事業者名）_（提出書類名）」とすること。

８ 企画提案書等

「７ 提案競技参加申込」を行った者は、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

各書類は下記に則り作成されたものであること。

①提案書

- ・ A 4 (日本産業規格)
- ・ 横 (印刷の向き)
- ・ 長辺綴じ (両面印刷、片面印刷は問わない)
- ・ 上限 40 ページ (ただし、表紙、目次、白紙ページは除く)
- ・ 1 枚目は表紙、2 枚目は目次とすること。
- ・ 表紙、目次を除き、ページ番号を一連で付すこと。
- ・ 正本の表紙にはあて名「(あて先) クリエイティブ福岡推進協議会」、表題「ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託企画提案書」、提出年月日(和暦)、提案者名(企業名等)、担当者(実務責任者)名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ・ 副本の表紙には表題「ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託企画提案書」、提出年月日(和暦)を記載すること。
- ・ 資料 1「仕様書(企画提案時)」及び資料 2「企画提案項目に対する評価項目及び配点表」(以下「評価項目配点表」という。)に記載された項目について企画提案すること。
- ・ 資料 2「評価項目配点表」に掲げる審査項目(1)～(6)を企画提案書の各項の見出しとし、企画提案書と評価項目配点表の見出しが対応するように作成すること。その際、必ずしも項番が一致する必要はない。また前述項目に加えて企画提案書の項目を立てることも可能とする。

②収支計画書

- ・ A 4 (日本産業規格)
- ・ 上限 2 枚

③運営体制図・類似事業の実績

- ・ A 4 (日本産業規格)
- ・ 上限 2 枚
- ・ 運営体制及び人員配置計画について体制図を作成すること。なお、体制図には各事業者の類似事業の実績を併記すること。

※期限までに企画提案書等の提出がなされなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものと見なす。

※提案書、収支計画書及び運営体制図の副本においては、提案者(コンソーシアムの場合は提案者及び構成員のすべて)の社名・団体名(個人の場合は個人名)、及び運営体制及び人員配置計画に関連する社名・団体名(個人の場合は個人名)を伏せること。

※正本においては上記を明記すること。

(2) 提出期限(締切日)

令和 7 年 4 月 30 日(水) 17 時(必着)

(3) 提出部数

- ①原本：正本 1 部、副本 10 部(副本のうち 1 部は綴じていない状態)

②電子データ：正本、副本各1ファイル

※電子データのファイル形式はPDFとする。

※電子データのサイズが計20MBを超える、もしくは数が10を超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、またはデータ転送サービス等を利用し提出すること。

(4) 提出先・提出方法

(1) に示す提出書類は、原本は「18 事務局」へ郵送し、電子データは事務局のメールアドレスへ提出すること。

また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※郵送は特定記録または簡易書留にて行うこと。

※電子データはzipファイルに取りまとめのうえ、zipファイル名は「(提出年月日(西暦))_(提案事業者名)_企画提案書等」、各ファイル名は「(提案事業者名)_(提出書類名)」とすること。(正本・副本の判別がつくようにフォルダ分けすること)

9 参加辞退

様式1「提案競技参加申込書」を提出した者が提案競技への参加を辞退する場合は、様式4「提案競技参加辞退届」(以下「辞退届」という。)を「18 事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、辞退届を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

10 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の書類の変更は認めない。ただし誤字・脱字の場合はこの限りではない。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は選定及び審査以外の目的に使用することはない。
- (4) 提出書類は選定及び審査の事務に必要な場合に限り複製することがある。

11 審査(プレゼンテーション)

企画提案書等を提出した事業者を対象に、事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。詳細については企画提案書提出以降に、事務局から事業者へ電子メールにて通知する。

(1) 日時

令和7年5月8日(木) 時間未定

(2) 会場

調整中

(3) 内容

①事業者によるプレゼンテーション 15分

②質疑応答 10分

※事前に提出した提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

※出席者は計5名までとし、実務責任者は原則出席すること。

また、出席者は事務局への提出用に名刺を1枚持参すること。

※福岡市内に本店または支店・営業所等を有しない者については、オンラインでの参加も可とする（オンラインでの参加を希望する場合は参加申込時にその旨を事務局まで申し出ること）。

※モニターの利用を希望する場合は、企画提案書等の提出の際に事務局に申し出ること。

※モニターを使用し別途資料にて説明する場合、企画提案書に記載された内容以外の説明、提案は認めない。

12 選考方法及び評価項目・配点

(1) 選考方法

「ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託」提案競技選定委員会委員（以下「選定委員」という。）が企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査、採点を行う。各選定委員の持ち点は150点（評価項目配点表のとおり）、総点のうち最も高い点数を得た提案者を最優秀提案者とする。

(2) 評価項目・配点

評価項目配点表のとおり

(3) 最低基準点

各選定委員が採点した評価項目配点表の提案分類の必須項目（配点90点）の平均点数が60点に達しない場合は、最優秀提案者とししない。

※審査に関する質問には一切応じない。

※審査（プレゼンテーション）に参加した事業者が一者のとき、その事業者が最低基準点に達していた場合、その者を最優秀提案者とする。

※最優秀提案者が「14 失格要件」に該当したとき、または該当していたことが判明したときは失格とし、審査（プレゼンテーション）に参加しなかったものと見なす。

13 結果通知

選定結果は審査（プレゼンテーション）後の5月16日(金)以降に電子メールにて通知する。

14 失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

(1) 提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 提出された「8－(1)－② 収支計画書」のうち、支出額が「1－(5) 契約額」を超えるとき。

(4) 提案競技参加申込書を提出していたにも関わらず、辞退届を提出せずに審査（プレゼンテーション）に参加しなかったとき。

- (5) 選定委員等に対する不正な行為が認められたとき。
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (7) その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

15 契約の概要

(1) 契約の締結

提案競技選定委員会によって決定した最優秀提案者を契約相手方候補とし、最終的な契約内容・仕様等を協議し、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者を契約相手方候補として業務委託契約手続きのための協議を行う。

(2) 契約期間（予定）

契約締結日（令和7年5月以降） から 令和7年12月26日

(3) 契約金額

契約金額は、受託予定者の提案書に盛り込まれた「8-(1)-② 収支計画書」を参考に、協議会と契約相手方候補の協議により決定する。

16 その他留意事項

- (1) 本提案に係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定における審査、採点の内容に関する質問には一切応じない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (6) 本件の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (7) 一事業者から複数の参加提案を行うことは認められない。またコンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。
- (8) 事務局は提案者に対して、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- (9) 協議会は契約相手方候補との協議により提案書の内容に変更を求めることができる。
- (10) 詳細の業務内容については、協議会が契約締結の際に契約相手方候補と協議のうえ仕様書を作成し、それに基づき実施するもの。
- (11) 企画提案書の著作権はその提案者に帰属する。
- (12) 企画提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、協議会または福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するもの。

17 添付書類

資料1 ゲームクリエイター向け作品制作イベント等企画・運営管理業務委託に係る業務委託仕様書（企画提案時）

資料2 「企画提案項目に対する評価項目及び配点表」

様式1 「提案競技参加申込書」

様式1 別表 「コンソーシアム構成事業者一覧」

様式1-2 「委任状」

様式1-3 「誓約書」

様式1-4 「役員名簿」

様式1-5 「財務諸表」

様式2 「説明会参加申込書」

様式3 「質問書」

様式4 「提案競技参加辞退届」

18 事務局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階
クリエイティブ福岡推進協議会事務局

（福岡市経済観光文化局新産業振興部コンテンツ振興課内）

担当者：藤ヶ森、大戸

電話番号：092-711-4329（直通）

メールアドレス：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp